

財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンターの保有する  
業務情報の開示に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いわき市情報公開条例（平成10年いわき市条例第1号）の規定の趣旨にのっとり、財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の保有する業務情報の開示に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務情報 センターの職員が業務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、センターが組織的に用いるものとして保有しているものをいう。
- (2) 開示 この規程の定めるところにより内容を明らかにして示すことをいう。

(開示申出に応ずる者)

第3条 理事長は、次に掲げるものから業務情報（第5号に掲げるものについては、そのものの有する利害関係に係る業務情報に限る。）の開示の申出（以下「開示申出」という。）があつたときは、当該開示申出に応ずるものとする。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの事務又は事業に利害関係を有するもの

(開示申出の方法)

第4条 開示申出は、業務情報開示申出書（第1号様式。以下「開示申出書」という。）を理事長に提出してするものとする。

- 2 理事長は、申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、理事長は、申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(業務情報の開示)

第5条 理事長は、開示申出があつた場合は、当該開示申出に係る業務情報に

次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているときを除き、当該申出者に対し、当該業務情報について開示をするものとする。

- (1) 法令の規定により開示をすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - イ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人がセンターの職員又は公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該職員又は当該公務員の職及び氏名に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害又は侵害から人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 開示をすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) センターと国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における協議、依頼等に係る事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの
- (6) センター内部又はセンターと国等の機関との間の審議、検討、協議等に

関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (7) 生活安定事業、余暇活動事業その他のセンターの事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(部分開示)

第6条 理事長は、開示申出に係る業務情報に不開示情報が記録されている場合において、当該業務情報が不開示情報が記録されている部分（以下「不開示対象部分」という。）とそれ以外の部分とに容易に区分することができるときは、申出者に対し、不開示対象部分以外の部分について開示をしなければならない。ただし、当該不開示対象部分以外の部分の開示が開示申出の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による開示)

第7条 理事長は、開示申出に係る業務情報に不開示情報（第5条第1号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合において、公益上特に必要があると認めるときは、申出者に対し、当該不開示情報について開示をすることができるものとする。

(業務情報の存否に関する情報)

第8条 開示申出に対し、当該開示申出に係る業務情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報について開示をすることとなるときは、理事長は、当該業務情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

第9条 理事長は、開示申出があったときは、申出書を受理した日から起算して15日以内に、当該開示申出に対する決定（以下「開示等決定」という。）をしなければならないものとする。ただし、第4条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 理事長は、開示等決定をしたときは、速やかに、申出者に対し、次の各号に掲げる開示等決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書（以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

- (1) 開示申出に係る業務情報の全部について開示をする旨の決定 業務情報全部開示決定通知書（第2号様式）
- (2) 開示申出に係る業務情報の一部について開示をする旨の決定 業務情報部分開示決定通知書（第3号様式）

- (3) 開示申出に係る業務情報について開示をしない旨の決定 業務情報不開示決定通知書（第4号様式）
- 3 理事長は、開示申出に係る業務情報の全部又は一部について開示をしない旨の開示等決定をした場合において、前項の書面にその理由を記載するものとする。この場合において当該開示等決定により開示をしないこととされた情報について、その開示をすることができるようになる期日が明らかであるときは、申出者に対し、当該期日を前項の書面により併せて通知するものとする。
- 4 理事長は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に開示等決定をすることができないときは、必要な限度において当該期間を延長することができるものとする。この場合において、理事長は、速やかに、申出者に対し、同項に規定する期間内に開示等決定をすることができない理由及び延長する期間を決定期間延長通知書（第5号様式）により通知するものとする。
- 5 理事長は、前条の規定により開示申出を拒否するとき又は開示申出に係る業務情報が存在しないときは、申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。
- 6 理事長は、開示申出に係る業務情報にセンター及び申出者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示等決定をするに際し、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができるものとする。

（開示の実施）

- 第10条 理事長は、開示申出に係る業務情報の全部又は一部について開示をする旨の開示等決定をしたときは、遅滞なく、当該開示等決定に基づく業務情報の開示を実施するものとする。
- 2 業務情報の開示を実施する日時及び場所は、理事長が指定する。
- 3 業務情報の開示を実施する方法は、次の各号に掲げる業務情報の形態に応じ、当該各号に定める方法とする。
- (1) 文書及び図画 閲覧又は写しの交付（マイクロフィルムにあつては、リーダープリンタを用いて内容を出力した紙の閲覧又は交付）
- (2) 電磁的記録 次のアからウまでに掲げる保有個人情報記録された業務情報の区分に応じ、当該アからウまでに定める方法とする。
- ア 録音テープ又は録音ディスク 専用機器により再生したものの聴取又は録音テープに複写したものの交付
- イ ビデオテープ又はビデオディスク 専用機器により再生したものの視聴又はビデオテープに複写したものの交付

ウ ア及びイに掲げる電磁的記録以外のもの 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付

(費用負担)

第11条 理事長は、写しの交付により業務情報の開示を受ける申出者に対し、当該写しの作成及び送付に要する費用の負担を求めるものとする。

(不服の申出)

第12条 開示等決定について申出者から不服の申出があったときは、理事長は、遅滞なく、審査会に諮問し、その答申を経て、当該申出に対する決定をするものとする。

(諮問した旨)

第13条 前条の規定により諮問をした理事長は、不服の申出をした者に対し、諮問をした旨を通知するものとする。

(他の制度との調整)

第14条 業務情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる手続に関し別段の定めがある場合における当該業務情報の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付については、その定めるところによる。

(適用区分)

第15条 第3条から前条までの規定は、平成17年3月31日以前にセンターが作成し、又は取得した業務情報(保存期間が永年であるものを除く。)については、適用しない。

(情報提供の推進)

第16条 理事長は、この規程に基づく業務情報の開示のほか、センターの保有する情報を積極的に市民に提供するように努めるものとする。

2 理事長は、センターの業務に関する情報を市民が迅速かつ容易に得ることができるようにするため、広報活動の充実その他の情報の提供に関する施策の推進に努めるものとする。

(検索資料の作成)

第17条 理事長は、業務情報の検索に必要な資料を作成し、これを一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第18条 理事長は、毎年1回、業務情報の開示の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。